採用準備から受け入れ支援
までワンストップで
サポートします

当社は特定技能外国人の
登録支援機関として
出入国在留管理庁に正式に
登録されておりますので
安心してお任せください

「特定技能」とは

2019年4月より新たに新設された
就労を目的とする在留資格で
一定の技能を有する外国人の受入が
可能になりました。

〒００４－００２２
札幌市厚別区厚別南6丁目
３－１７

011－887-7471

bea-che_info@sea-port.co.jp

https://sea-port.co.jp

特定技能登録支援機関
株式会社しーぽーと

２３登－００８５５４

「特定技能」外国人人材
受入れ支援サービスの流れ

1．導入コンサルティング

外国人労働者の導入に関する各種相談
を受け付け、必要なご提案を行います

2．書類申請・出入国サポート

在留資格申請や各種書類作成を行い
行政手続きを支援します。

【作成および手続きが必要な書類】
・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の終結に関する届出
・支援計画の変更に関する届出
・登録支援機関と支援委託契約の終結、変更、終了に関する届出
・特定技能外国人の受入困難児の届出
・出入国または労働関係法令に関する不正行為を知った時の届出
・特定技能外国人の受入状況に関する届出
・支援計画の実施状況に関する届出
・特定技能外国人の活動状況に関する届出

3．生活サポート・各種生活支援

住居の手配、口座開設、各種ライフライン整備
など外国人労働者の生活サポートを実施します

【実施が必要な支援事項】
・事前ガイダンス
（労働条件・活動内容・入国手続などオンラインで実施）
・出入国する際の送迎
（出入国時の空港から事業所または住居までの送迎）
・住居確保・生活に必要な契約支援
（住居の提供、口座開設等の各種契約手続きの補助）
・生活オリエンテーション
（日本のルールやマナー、公共機関の使用方法等の説明）
・公的手続き等への同行
（必要に応じ区役所の手続き等の同行、書類作成の補助）
・日本語学習の機会の提供
（日本語学習の提供、教材の提供等）
・相談・苦情への対応
（職場や生活上の相談について外国人が理解できる対応）
・日本人との交流促進
（地域住民との交流や地域のお祭りへの参加などの案内・補助）
・転職支援（人員整理等の場合）
（受け入れ側の都合により雇用契約を解除する際の転職支援）
・定期的な面談・行政機関への通報
（支援責任者が定期的に面談、労働基準法違反等の確認）

4．母国語での相談窓口

ベトナム語を話せる担当者による外国人労働者の
相談窓口を設置し、相談・苦情の対応を行います

5．定期面談

定期的に面談し、報告書の作成を行います

株式会社しーぽーとは
ベトナム人に特化した
特定技能登録支援機関です

「特定技能」において
外国人労働者を受け入れる際
受け入れ企業は法律の定めにより様
々な支援業務の実施が
必要となります。
当社は「登録支援機関」として
全ての支援業務を受託することが
可能です。

ベトナム人通訳者が
駐在しているため
母国語でのサポート体制も
整っております。
就業規則や保険など
制度の説明が難しい場面でも
安心してご利用いただけます

株式会社しーぽーと
特定技能登録支援機関

支援責任者　松本　未香

支援担当者・通訳
チュオン・ゴク・ハウ

サービス内容



書類提出
出入国サポート

外国人労働者を受け入れる際の
在留資格申請や各種書類作成を
行い、行政手続きを支援します



生活サポート

住居の手配、口座開設
各種ライフライン整備など
生活サポートを実施します



母国語での相談窓口

ベトナム人通訳による母国語
での相談窓口を設置し、相談
苦情への対応を実施します



定期面談

定期的に面談を行い
報告書の作成をします